

技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

1. 現状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

区 分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
邑楽町	55.9 歳	13 人	393,731 円	415,226 円	406,077 円
うち清掃職員	55.4 歳	3 人	409,667 円	425,900 円	422,500 円
うち学校給食員	55.0 歳	3 人	400,067 円	422,871 円	416,733 円
うち用務員	54.0 歳	3 人	343,800 円	356,645 円	351,300 円
うち自動車運転手	55.4 歳	3 人	407,400 円	440,150 円	423,900 円
群馬県	47.3 歳	223 人	321,040 円	353,567 円	340,839 円
国	48.8 歳	5,193 人	287,094 円	—	320,514 円
類似団体	49.4 歳	25 人	273,844 円	294,520 円	286,146 円

民間			参考
対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
—	—	—	—
廃棄物処理業従業員	43.3 歳	299,800 円	1.4
調理士	42.3 歳	276,900 円	1.4
用務員	53.9 歳	227,200 円	1.5
自家用自動車運転手	55.8 歳	235,300 円	1.7
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—

※ 民間データは、厚生労働省が公表する賃金構造基本統計調査(賃金センサス)による。

※ 賃金センサスの調査は、正社員及び非正社員の賃金も対象となっており、技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致するものではない。

※ 賃金センサスとは、主要産業に雇用される常用労働者について、その賃金の実態を労働者の種類、職種、性別、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別に明らかにし、わが国の賃金構造の実態を詳細に把握することを目的として、毎年実施されている賃金構造基本統計調査の結果をとりまとめたもの。調査対象は、常用労働者10人以上の民営事業所及び一部公営事業所並びに常用労働者5人以上9人以下の民営事業所から一定の方法によって抽出された事業所(約7万事業所、140万人の労働者がサンプルとなっている)。

※ 「平均給料月額」とは、19年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均

※ 「平均給与月額」とは、基本給のほか扶養・住居・通勤・時間外勤務等の手当額の合計

(2) 年齢別職員数

区 分	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
) 43歳) 47歳) 51歳) 55歳) 59歳	以上	
全体	人	人	1 人	6 人	5 人	1 人	13 人
うち清掃職員				1	2		3
うち学校給食員				2	1		3
うち用務員			1	1	1		3
うち自動車運転手				2	1		3
群馬県							0
国							0
類似団体							0

(3)その他給与に関する事項

ア 給料表

行政職給料表(一)適用(6級制)

イ 技能労務職員に係る特殊勤務手当:無

ウ 昇格基準

毎年1月1日に4号給(55歳を超える場合は2号給)を標準として昇給

2. 基本的な考え方

本町における技能労務職については、平成2年度から退職不補充としており、新規採用はしていない。
給与については、今後も民間の給与水準との均衡に留意しながら、適正な給与の運用に取り組んでいく。

3. 具体的な取組内容

給料表については、現行どおりとし、昇給基準については、民間の給与水準との均衡に留意し、また、県や近隣市町の動向を注視しながら、適正な給与の運用に取り組んでいく。

4. その他

技能労務職の業務内容の見直しを検討するとともに、退職不補充により職員数の削減を図る。